

オホーツク遺跡街道推進ネットワーク 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、オホーツク遺跡街道推進ネットワークと称する。

（目的）

第2条 本会は、50年後・100年後のオホーツク地域の価値を高める観光資源として、オホーツク文化をはじめとする各地の遺跡等をつなぐ新たな観光ルートを含む面的な観光エリア「オホーツク遺跡街道」の形成を図るため、その実現に向けた情報共有と今後の事業化に向けた協議及びそれに基づく必要な事業を行うことを目的とする。

（取組事項）

第3条 本会は、オホーツク地域において次の取り組みを行う。

- （1）オホーツク文化の情報共有、情報発信
- （2）オホーツク遺跡街道実現に向けた協議
- （3）その他、本会の目的達成に必要な取り組み

（構成）

第4条 本会の構成員は、本事業に賛同した行政機関、民間団体・企業、個人を会員とする。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 2 会長は、会員の中から互選する。
- 3 会長の任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

（会議の運営）

第6条 本会は会長が招集し運営する。

- 2 会議の開催は年1回以上とする。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に招き、意見を聞くことができきる。

（事務局）

第7条 本会の事務局は、（公財）オホーツク生活文化振興財団に置く。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

オホーツク遺跡街道推ネットワーク構成員

(令和 7 年 3 月 10 日現在)

名 称	分 類
網走市	市町村
北見市	〃
紋別市	〃
興部町	〃
網走市教育委員会	〃
北見市教育委員会	〃
紋別市教育委員会	〃
興部町教育委員会	〃
一般社団法人網走市観光協会	市町村観光協会等
一般社団法人北見市観光協会	〃
株式会社紋別観光振興公社	〃
一般社団法人おこっぺ町観光協会	〃
一般社団法人オホーツク・テロワール	民間団体
(公財) オホーツク生活文化振興財団	〃
オホーツク観光連盟	〃
北海道オホーツク総合振興局	北海道
北海道教育庁オホーツク教育局	〃
北海道運輸局	国
北海道開発局網走開発建設部	〃

オホーツク遺跡街道推ネットワーク 規約（案）

(名称)

第 2 条 本会は、オホーツク遺跡街道推進ネットワークと称する。

(目的)

第 2 条 本会は、50 年後・100 年後のオホーツク地域の価値を高める観光資源として、オホーツク文化をはじめとする各地の遺跡等をつなぐ新たな観光ルートを含む面的な観光エリア「オホーツク遺跡街道」の形成を図るため、その実現に向けた情報共有と今後の事業化に向けた協議及びそれに基づく必要な事業を行うことを目的とする。

(取組事項)

第 3 条 本会は、オホーツク地域において次の取り組みを行う。

- (1) オホーツク文化の情報共有、情報発信
- (2) オホーツク遺跡街道実現に向けた協議

(3) その他、本会の目的達成に必要な取り組み

(構成)

第4条 本会の構成員は、本事業に賛同した行政機関、民間団体・企業、個人を会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

2 会長は、会員の中から互選する。

3 会長の任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。

4 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(会議の運営)

第6条 本会は会長が招集し運営する。

2 会議の開催は年1回以上とする。

3 会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に招き、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、(公財)オホーツク生活文化振興財団に置く。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

オホーツク遺跡街道推ネットワーク構成員

(令和 7 年 8 月 21 日現在)

名 称	分 類
網走市	市町村
北見市	〃
紋別市	〃
興部町	〃
網走市教育委員会	〃
北見市教育委員会	〃
紋別市教育委員会	〃
興部町教育委員会	〃
一般社団法人網走市観光協会	市町村観光協会等
一般社団法人北見市観光協会	〃
株式会社紋別観光振興公社	〃
一般社団法人おこっぺ町観光協会	〃
一般社団法人オホーツク・テロワール	民間団体
(公財) オホーツク生活文化振興財団	〃
オホーツク観光連盟	〃
北海道オホーツク総合振興局	北海道
北海道教育庁オホーツク教育局	〃
北海道運輸局	国
北海道開発局網走開発建設部	〃